

# 社会福祉士新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習ワークシートの試み

An attempt of Social Work Practicum Worksheets in the New Social Work Curriculum

井上 浩 守本 友美 小林 武生

キーワード：ソーシャルワーク教育，ソーシャルワーク実習指導，ソーシャルワーク実習

概要：2019年6月，社会福祉士養成カリキュラムが改正され，それに伴い，厚生労働省から「ソーシャルワーク実習」シラバスも改められた。今回の改正は「地域共生社会の実現」が押し出され，ソーシャルワークの役割が重視されている。一方で，実習先である実践現場では，どのように実習プログラムを組めばいいのかに戸惑いも見られる。そこで，本論文では厚生労働省シラバスにある「教育に含むべき10項目」を，ワークシート方式に落とし込み，実習先と学生，養成校三者が取り組みやすいように工夫した。

## はじめに

社会福祉士養成のカリキュラムは，その目的の一つに「ソーシャルワーク実践力を身につける」ことがある。1987年，社会福祉士及び介護福祉士法が成立してから，大きな改正が今回で2回行われた。初回の2007年，実習関連に焦点づければ，実習先指導者に要件を定めたことである。今回の改正<sup>1)</sup>では，加えて実習時間が180時間から240時間に延長されたこと，実習先を2カ所以上に規定したことが大きな改正だといえる。

令和元年（2019年）6月に，今回の社会福祉士カリキュラム改訂について，厚生労働省から「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」が提示されている。この冒頭では，平成30年（2018年）3月に同じく厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書から提出された「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（以下，「報告書」）に触れている。「教育内容等の見直し」には，報告書からの抜粋では，①地域共生社会の実現を推進し，新たな福祉ニーズに対応するためには，これらのソーシャ

ルワーク機能<sup>2)</sup>の発揮が必要であり，ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が，その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから，現行のカリキュラムを見直し，内容の充実を図っていく必要がある。②社会福祉士の実践能力を高めていくためには，カリキュラムの見直しの中で，実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに，教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある，と述べている。

今回の社会福祉士養成カリキュラム改正は，まさにこの「地域共生社会の実現」に向けて改正されている。これは例えば，「相談援助実習」など「相談援助」として規定されていた科目が，「ソーシャルワーク実習」などというように，よりソーシャルワーク機能を前面に押し出した改正である。

一方で，社会福祉士養成校では十分議論が尽くされないうまま新カリキュラムを迎えつつある。例えば，異なる実習機関・事業所2カ所以上をどのように依頼していくのか，実習調整会議を持ったとして，実習先との調整がうまくいくのだろうか，そもそも厚生労働省シラバスにある，「教育に含むべき項目」10項目すべての項目を実習中に実施できるのか，という懸念が払拭さえないまま，実習生の配属を検討し始めたり，新カリキュラムに応じた実習の手引きを用意し始めたりしている。

新カリキュラム導入にあたり，ほとんどの養成校ではまだ新カリキュラムに対応した実習が開始されていない状態である。そのため，新カリキュラムの成果がどのようにあがったのかについては今後の検証を待たなくてはならない。筆者らは学内でソーシャルワーク実習を担当しており，当然実習先への訪問が頻繁にある。そこで感

1) 社会福祉士養成については2019年に「社会福祉士養成課程における教育内容の見直し」が提示され，2020年に社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の改正，2022年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正されているため，どの時点をもって「新カリキュラム」といえるのかがはっきりしない。そのため，本論では「今回の改正」とある程度幅をもたせている。

2) ①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

②地域住民等が主体的に地域課題を把握し，解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

じていることは、実習先が新カリキュラムになったということや、その情報を得ていても「何から手をつけていいのかわからない」という状態にあるということである。したがって、「教育に含むべき項目」10項目を取り組みやすいようにし直すことが必要だと考えた。その結果出てきたのが「実習内容をワークシートに落とし込む」という案である。

以上のことを踏まえ、本論は新カリキュラムにおける実習モデル及びプログラムを進めていく上で、実習先とのアクションリサーチを行った経過を報告することに目的を置いている。なお、本論で「実習」というときには社会福祉士養成に関わる実習全体を指し、「ソーシャルワーク実習」など科目名称として必要な際には科目名称を用いている。各章の担当は、「はじめに」および第一章・第二章を井上が、第三章を守本が、第四章を小林が担当している。

## 第一章 新カリキュラム導入と実習教育

先述したように、1987年に「社会福祉士および介護福祉士法」が成立して35年が経つ。本法律が成立した当時は、増加する介護需要にいかにか専門職として対応するか、という議論が中心であった。社会福祉士の専門性は十分に問われることがなく、実習教育も「社会福祉援助技術現場実習」という科目のみであった。さらに、介護保険の導入や支援費制度に始まる「契約」が導入されるようになると、当事者が自分でどのようなサービスが必要なのか、どのように契約を結べばよいのかといった、サービスを利用する人々の支援の重要性が増加してきた。ここから2007年、社会福祉士及び介護福祉士法改正に伴い、社会福祉士養成のカリキュラムも最初の大改正に結びついている。実践力の高い社会福祉士養成が問われるようになり、実習先に実習指導者要件が規定された。その後、先にも述べたように2016年に国の「『地域共生社会の実現に向けて』(当面の工程過程)」に基づき、「報告書」が提出されるに至っている。

「地域共生社会」という概念はもともと高齢者向けの地域包括ケアシステムに基本を置いており、地域包括ケアシステムを他分野での協働で行っていくとするのが地域共生社会という概念であると指摘されている。地域共生社会の実現には、ソーシャルワーク機能を発揮することが求められてくるし、ここから社会福祉士養成カリキュラムを改正していく動きとなっていくのは当然の帰結である。

2016年、国の「『地域共生社会の実現に向けて』(当

面の工程過程)」の中からは、従来の縦割り行政では追いつかなくなってきた生活課題が見えてくる。複数の課題を抱えている家庭への支援や、制度では対応できないが生活に直結しているごみ出しの問題、買い物支援、通院の課題などがある。これまでの実習では、高齢者分野であれば介護保険法など、「その事業所が」対応する制度に応じて実習が組み立てられてきたが、複雑化・多様化する社会生活上の課題や社会問題を解決できるソーシャルワーカーを養成するための実習教育になったといえる。とりわけ、事業所の枠を超えた法人間連携や、ソーシャルワーカーが地域で実践をどのように展開していくかという視点は、今回のカリキュラム改正で特に求められている。

このような前提があり、今回のカリキュラム改正に結びついていった一方で、各都道府県社会福祉士会を中心とした実習指導者校講習会でも、新カリキュラムに応じたプログラミングが教示されるようになってきている。これから実習指導者講習会を受ける実習先指導者は新カリキュラムでプログラムを組むことになるが、すでに実習を引き受けていただいている実習先では、厚生労働省から提示されているシラバスと、「教育に含むべき項目」10項目をいかに実習プログラミングしていくか、という大きな作業となってくる。

そこで筆者らソーシャルワーク実習担当者では、教育に含むべき10項目を、実習先がプログラミングしやすいように、かつ学生が実習に取り組みやすいようにワークシート方式を採用し、実習先と協議しながらワークシートを順次改変していくことにした。

## 第二章 調査

### 第一節 研究方法

本研究は、方法論としてはアクションリサーチを採用している。アクションリサーチを採用したのは、この方法が当事者によって生み出された問題を、研究者が当事者との協働のもとで問題解決の方法を模索し、検証を行う方法だからである。実際、実習先の指導者はすでに実習指導者講習会を受けていることになるが、カリキュラムが改正され、厚生労働省シラバスにある10項目をいかに振り分けるのか、すべての項目を引き受けなければならないのかなど、実習先でもプログラム作成については手探りの状態であることが予想される。本研究では、以下、アクションリサーチについて説明する。

#### (1) アクションリサーチとは

アクションリサーチ(以下、アクションリサーチを

「AR」と表記する)は、箕浦(2009)によれば、三つの源流に遡れるという。一つはLewin,Kにより提唱された方法であり、二つめはフレイレのインフォーマル教育によるエンパワーメント獲得の活動であり、最後はデューイが19世紀末に設立した実験学校であるという。特に最後の流れに関しては、佐藤ら(2004)が教育実践を研究活動と結びつけながら説明している点で特徴がある。佐藤ら(同)は、「ARとは人々の日常生活にねざした生活の知恵や実践的な知を重視し、実践的な解決に向けた『参加』『協同』の過程をつうじて『行為のなかの知』(knowledge in action)を産出し、あるいは意義づけるプロセスである」と述べている。また、草郷(2007)は、「アクション・リサーチとは、組織あるいはコミュニティの当事者(実践者)自身によって提起された問題を扱い、その問題に対して、研究者が当事者とともに協働で問題解決の方法を具体的に検討し、解決策を実施し、その検証を行い、実践活動内容の修正をおこなうという一連のプロセスを継続的におこなう調査研究活動のこと」と定義している。また、藤田(2014)は「ARは教室内外の問題を扱った一種の事例研究である。つまり、様々なデータが活用されながら授業やアクション・プランについての評価や内省が行われる。ARによって収集されたデータは、教師の主観や考察が取り入れられながら分析が進み、その現場に根ざした仮説や理論が生成される。」と述べている。このように、ARは研究者が当事者ととも問題解決を志向し、そのアクションプランを立て、評価し実践に立ち戻っていくという方法論だといえる。それは一過性のものではなく、ある程度の期間を必要とする。

また、実践活動を修正していくARの方法としては、「当事者参加型AR」という方法がある。茨木(2006)は、当事者参加型ARの共通基盤として①調査研究のプロセス全体に、当事者の声を直接反映させること、②研究の目的は、当事者の生活の質の向上に目標を置き、そのための社会へのアクションにつながる知識などの当事者に有益な結果を導き出すことという二つをあげている。このように、当事者を巻き込んだARは研究者と研究対象者が対等の役割をもって行動変化を目指し、当事者が研究デザインだけでなくその過程にも参加していく方法である。

以上のように、ARはさまざまな分野で適用可能である。例えば教育現場であったり、看護の現場であったりする。(例えば田中:2007や佐藤ら:2005)いずれも「理論としてはある程度の成熟が見られるが、実践と理論と

の乖離が多少みられる現場」ということがうかがえる。社会福祉実践現場も同様である。社会福祉実践現場は、日々実践は行われているが、その実践が理論と結びつけられているのか、という点では疑問符が付く。

一方、ARは研究方法としては成熟した方法論ではない。吉本ら(2017)は、「研究者の多くはアクションリサーチの手法を手探り状態で用いているというのが現状である」と述べている。そうであっても、田中や佐藤ら(前掲)が指摘した、実践と研究(教育)とを乖離を少しでも少なくしていくためにも、ARという視点(方法論)は重要である。

## 第二節 研究対象

### (1) 対象

本研究の対象は、本学において実習を引き受けていただいている、もしくはこれから実習を引き受けていただける予定の社会福祉実践現場約10施設・機関である。「約」と表記したのは、本学で新カリキュラムに基づく実習が始まるのは2023年3月からであり、現時点では実習生数を概算で計算しているためである。

### (2) 研究倫理

本研究は実践現場を対象としているが、日本社会福祉学会研究倫理指針に則っている。

## 第三章 結果

### 第一節 ワークシートの開発

前述したように、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの背景には、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(2018)「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」のなかで、以下のように示される能力が求められることが挙げられる。すなわち、①地域共生社会の実現に向けて複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築が重要であることを踏まえ、ソーシャルワークの専門職として、これらの体制を構築するために必要となる実践能力、②個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネートや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション(交渉)、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える実践能力、である。

このような能力を涵養するためにソーシャルワーク実習の時間増が図られた。また、複数の実践現場での実習を経験することによって、多様な場・形態でソーシャルワーク実践が存在することを理解するために、2か所以上の実習施設等で実施することも規定された。そして、1の実習施設においては180時間以上の実習時間が必要となり、そこでは相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること、と規定されており、これまでの機関・事業所内の個別支援計画の作成のようにマイクロレベルの支援にとどまらず、メゾ、マクロレベルの支援を体験することが求められることとなった。

具体的には厚生労働省の「シラバス」として、「ねらい」と「教育に含むべき事項」（10項目）が提示され、240時間の実習の中で10項目を網羅する必要があるとされている。

そこで、本学では10項目の内容を効果的に実施し、複数にわたる実習機関・事業所との実習内容の調整を適切に行うために、独自のワークシートを開発した（巻末資料参照）。

特に最後の項目に挙げられている「ソーシャルワーク実践に求められる技術」については、これまでの相談援助実習では力点が置かれていなかった項目であり、すべての領域・分野に活用できるように開発した。

## 第二節 アクションリサーチの結果

本研究においては、前述したように理論と実践を結びつけるためにアクションリサーチを用いる。繰り返しになるが、アクションリサーチは、研究者が直接関わっている実践的問題を体系的に理解し、計画を練りながら改善を図り、実施過程においても問題の解決程度を観察し

ながら必要に応じて計画を変更しながら解決していくアプローチである。つまり、図1に示すようなサイクルを何度か繰り返すことになる。しかしながら、本研究で実施するアクションリサーチは、実施前の予備調査の段階とみなすことから、そのプロセスは図2に示すようなものとなる。

分析方法については、佐藤（2008）の質的データ分析法を用いた。分析は、聴取した意見を文章化した上で、課題の抽出とともにワークシートの意義も含めてコード化し、コード間の関係性を比較検討しながら、カテゴリーを生成した。対象数が少ないため、またワークシートを実際の現場では活用していないが、予想される課題の析出に至るように注意した上で分析を行った。

分析の結果、ワークシートの意義について、7つのコード化単位が生成され、4つのカテゴリーに整理された。（表1参照）以下において、それぞれの項目について説明していく。なお、カテゴリーは【 】, コードは〔 〕で表記することとする。

実習におけるワークシートの意義については、【受け入れ側のレディネスの向上】、【プログラミングの工夫】、【大学との協働】という3つのカテゴリーが生成された。一方で、課題に関しては【プログラミングの課題】という1つのカテゴリーが生成された。

ワークシートを開発することによって、【受け入れ側のレディネスの向上】が期待できる。つまり、ワークシートがあることで受け入れ側は〔指導内容が明確化〕し、指導に関する〔安心感〕を得ることができ、そのことで実習に対する〔心構え〕を持つこともできる。このような姿勢が実習を受け入れる際のレディネスとなる。このレディネスが向上することによって、養成側である大学は、これまで受け入れ先として関係を築いてきた施設・

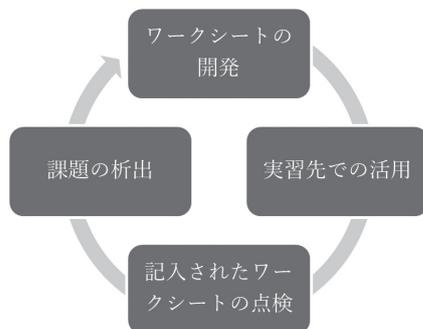


図1 ワークシート開発のサイクル

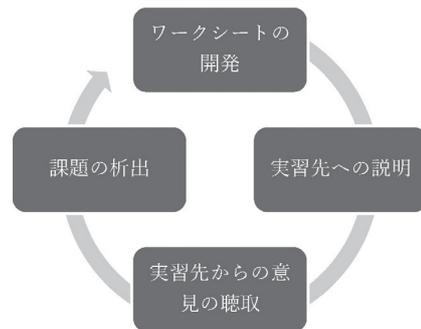


図2 アクションリサーチのプロセス

表1 分析結果

カテゴリー	コード	意見
受け入れ側の レディネスの向上	安心感	安心できる
		不安が解消される
	心構え	受け入れ側の姿勢も問われることになる
		指導内容の明確化
大学との協働	大学との協働	大学と協議しながら進めたい 学校と一緒に動くことになる
		プログラミングの工夫
プログラミングの課題	内容を網羅することの困難	

機関のみならず、これから実習の受け入れを検討する施設・機関とも実習に関して協議を行いやすくなり、【大学との協働】につながる。

【大学との協働】は実習依頼の時点から始まっているが、実習時間が増加し、2か所実習になる新しい養成課程においては、より重要になる。特に、プログラミングに関しては、厚生労働省通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の中の「実習に関する事項」で「各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること」と記述されているように、実習先施設・機関と大学との協働・連携は不可欠なのである。

そして、ワークシートを基礎材料としながら、受け入れ側と大学とが協働して【プログラミングの工夫】を行う。ワークシートは、プログラミングの際の（枠組みの確立）を目指したものである。プログラミングの際の枠組みは、厚生労働省が示しているいわゆる『シラバス』の中の「教育に含むべき事項」となるが、この内容をどの分野・領域でも反映し、〔プログラミングにおける活用〕も目標として、このワークシートを開発したのである。つまり、このワークシートは基本的・包括的プログラムの作成に活用できるものではあるが、現時点ではそ

れぞれの施設・事業所によって適用できるまでの個別性は備えていない。また、このワークシートを活用した実習は、まだ実施されていないことから、より具体的な問題点は見えてこない。

そのような事情から抽出されたのが、【プログラミングの課題】である。今後は多種多様の【プログラミングの課題】が現出してくるであろうが、現時点では〔内容を網羅することの困難〕がある。それは「教育に含むべき事項」が10項目あり、最後の項目では7つのスキルの実践的理解が求められているからである。この課題のみならず、今後予想される、あるいは現出する課題に関しても、実習先施設・機関と【大学との協働】は必須である。

カテゴリー間の関係性を図3に示す。すなわち、実習におけるワークシートの開発は、実習を受け入れる側のレディネスを向上させる契機となる。そして、実習内容を検討する際には大学と協働を図りながら、ワークシートを基礎材料としてプログラミングの工夫を行うことができる。さらに、プログラミングの過程において、あるいはプログラムそのものから課題が現出した場合も、ワークシートを基に受け入れ側と大学側が協議を行い、再度プログラミングの工夫を行うことができる。

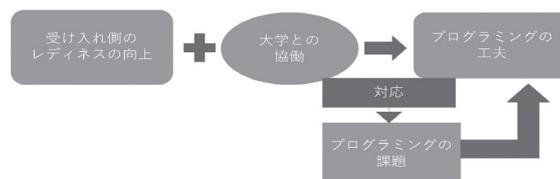


図3 カテゴリー間の関係

#### 第四章 考察

本研究が目指すのは、社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習で実習生がワークシートを活用して、ソーシャルワークの実践能力を獲得することである。このために、社会福祉士養成課程を持つ養成校として、今後何をしていく必要があるのか、という観点で考察を行っていく。

まずは、今回アクションリサーチの題材となったワークシートは、実習生が実際に使用するのは今年度末の実習からである。よって、現時点ではワークシートを活用した教育効果などは不明である。また実習先の実習指導者は、ワークシートの内容を落とし込むなどをして実習プログラムを作成することは現時点では行っていない。そのため、ワークシートに含まれる内容がどのように実習プログラムに反映されるのかは、今後の取り組みに注視していく必要がある。

以上のことから、ワークシートを活用しての実習プログラムが始まった際には、①ワークシートを活用した場合の実習生に対する学習効果、②ワークシートを活用した場合の実習生の負担感、③ワークシートがあることで実習指導者は実習プログラムを作成するうえで効果があったか否か、④ワークシートがあることで、実習指導者は実習プログラムを作成するうえで不安は軽減されたのか否か、以上4点について評価していく必要がある。

実習生がソーシャルワークの実践力を獲得していくためには、実習施設と社会福祉士養成校が協働してワークシートの改善を行っていくことが重要である。現時点では、実習懇談会で実習指導者からワークシートに関する意見を聴取する機会を設けることで対応する予定である<sup>3)</sup>。

ワークシートに関して社会福祉士養成校として課題であると考えているのは、次の点である。①厚生労働省が示す「教育に含むべき事項」の10項目に軽重を設ける必要があるのではないか、②実習生にとってワークシートが過度な負担にならないのかどうか、③実習生にとっての学習効果の把握方法、以上3点である。

まず①についてである。ソーシャルワーク実習は240時間であり、本学においては、この240時間を15時間のソーシャルワーク実習Ⅰ（見学）、180時間のソーシャルワーク実習Ⅱ、45時間のソーシャルワーク実習

Ⅱに分割して行うように設計している。ソーシャルワーク実習Ⅰ（見学）とソーシャルワーク実習Ⅱを1か所の実習施設で、ソーシャルワーク実習Ⅲはソーシャルワーク実習Ⅰを行った実習先とは異なる種別の施設や機関で行うことになる。つまり特別養護老人ホームに行く実習生もいれば、福祉事務所に行く実習生もいることになる。よって、どの実習先でも同様の実習プログラムを行うことは難しい。厚生労働省は10項目すべてを実習中に実施するよう求めているが、現実的には、実習指導者をはじめとする職員から話を聞くだけ、つまり「講話」の項目も出てくるのではないかと考える。ただし、「講話」を行えば実習となるのかどうか、例えば実習先の機能を説明したとしても、実習生には体験に結びついた理解とならない限り、一通りの理解にしかならず、それでも実習となるかどうかは、今後も考えていく必要がある。このことから、ワークシート自体に、体験実施を必須とする項目と、見学や講話受講を求める項目に分ける必要があるのではないかと考える。

次に②についてである。ワークシートを活用した実習プログラムの展開はこれからである。現時点では相談援助実習であるため180時間の実習時間のなかで、実習先が組み立てたプログラムを実施し、日々の振り返りを含めた実習日誌を作成することを学生は行っている。これにワークシートの実施作成が加わった場合、実習生の負担感、さらに言えば個々の実習プログラムにおいて学習目標となる事項の達成度習熟度はどのようになるのかについて、注意深く見ていく必要がある。このことは③の実習生の学習効果の把握にも関係してくる。

以上のように、ワークシートを活用して実習生が実習を行うことには、多くの点に留意しなければならないため課題があるといえる。これまで、実習プログラムの作成を個別の実習施設にお願いしていたため、実習生が行う実習プログラムが非常に個性の高い状態になっていた。ワークシートを導入すること<sup>4)</sup>により、すべての実習生が体験する項目、すなわち教育モデルを社会福祉士養成校である大学が実習先に提示すること、ワークシートを完成形とみなさず、改善する機能（実習懇談会での意見聴取）を設計していることで、社会福祉士養成校と実習先との協働の機会につながる可能性を設けていること、以上2点により、実習生、実習先、社会福祉士養成校の三者にとって良い効果がある

3) 例えば、荒木ら（2015）は養成校と実習指導者の協働により、実習指導者の抱える不安感を軽減しようとしている。

4) 例えば、松本（2018）は、実習指導においてポートフォリオ型のワークシートを導入している。

と考えている。このことは、橋本らが述べる「実習で伝えるべきことが明確化され、実習指導者と養成校教員が共有することで、講義・演習・実習指導と相談援助実習との間に一貫性が生まれ、実習の場が実習生にとって知識の統合の場になりうる」ことと符合する。

さらにいえば、ワークシートを通じた実習プログラムを実施することで、実習生、実習施設の実習指導者、社会福祉士養成校の教員の三者が、ソーシャルワークに関する共通認識をもつことになる。ワークシートを活用した実習プログラムを経年で行うことで、ワークシートを活用した実習生が圏域に就職し、ワークシートを活用して実習プログラムを作成する実習指導者が増えることになる。つまり共通認識を持つ者が圏域に多く存在することになる。このことにより地域の福祉問題を解決するための検討が共通認識を持つ者によって行えるようになる。よってワークシートを活用した実習プログラムの実施が長期間にわたれば、地域の福祉力向上につながることも期待できると考えている。

#### [引用・参考文献]

- 荒木 剛・山本 佳代子・通山 久仁子 他 (2015) 「相談援助実習における実習プログラムを巡る現状と課題—実習指導者へのグループインタビューを中心とした検討—」『西南女子学園大学紀要』19,89-96.
- 藤田 卓郎 (2014) 「アクション・リサーチ再考—結果の一般化に焦点を当てて—」、『外国語教育メディア学会 (LET) 関西支部メソドロジー研究部会2014 年度第6 号報告論集』, 117-129.
- 橋本 有理子・柿木 志津江・小口 将典他 (2018) 「相談援助実習評価の現状に見る効果的な実習教育に向けた課題—実習生と実習指導者との評価の相違点を中心に—」、『総合福祉科学研究』9,39-52.
- 茨木 尚子 (2006) 「日本の障害研究における『当事者参加型アクションリサーチ』導入の可能性と課題」、『明治学院論叢社会学・社会福祉学』122, 181-205.
- 厚生労働省 (2016) 「『地域共生社会の実現に向けて』(当面の工程過程)」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html> (2022年11月21日確認)
- 厚生労働省 (2019) 「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html) (2022年11月21日確認)
- 厚生労働省 (2020) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第52号) の概要」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640392.pdf> (2022年11月21日確認)
- 厚生労働省社会保障審議会 (福祉部会福祉人材確保専門委員会) (2018) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html> (2022年11月21日確認)
- 厚生労働省地方厚生 (支) 局業務支援特別プロジェクト推進室 (2020) 「2040年を見据えた社会保障・地域共生社会」  
[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/bu\\_ka/tiikihokatsu/documents/000124682.pdf](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/bu_ka/tiikihokatsu/documents/000124682.pdf) (2022年11月21日確認)
- 草郷 孝好 (2007) 「第14章 アクション・リサーチ」小泉 潤二・志水 宏吉編 『実践的研究のすすめ—人間関係のリアリティ』有斐閣, 251-266.
- 松本 葉子 (2018) 「相談援助実習指導におけるポートフォリオ型ワークシートの導入とその効果」、『田園調布学園大学紀要』13,101-113.
- 箕浦 康子 (2009) 「第4章 アクションリサーチ」箕浦 康子編 『フィールドワークの技法と実際Ⅱ』, ミネルヴァ書房, 53-72.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2019) 「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究 報告書」『平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業』  
[https://www.murc.jp/uploads/2017/04/koukai\\_170501\\_c1.pdf](https://www.murc.jp/uploads/2017/04/koukai_170501_c1.pdf) (2022年11月21日確認)
- 佐藤 郁哉 (2008) 「質的データ分析法：原理・方法・実践」, 新曜社.
- 佐藤 一子・森本 扶・新藤 浩伸他 (2004) 「アクション・リサーチと教育研究」, 『東京大学大学院教育学研究科紀要』44, 321-347.
- 佐藤 友実・和泉 成子・小川 薫他 (2005) 「アクションリサーチを用いた看護記録の改善に向けての取り組み」, 『福岡県立大学看護学部紀要』3, 21-31.
- 田中 誠 (2007) 「授業改善のためのアクション・リサーチ」, 『長崎国際大学紀要』7, 105-113.
- 吉本 和樹・兎澤 恵子 (2017) 「アクションリサーチを用いた研究の動向について」, 『千里金蘭大学紀要』14, 183-190.

## 資料 実習ワークシート（抜粋）

実習ワークシート：事業所の経営やサービスの管理運営の実際

1. 事業所の理念・基本方針を記述しなさい.
2. 理念や基本方針はどのような方法で職員や利用者等に周知されていますか.
3. 事業報告書・会計報告書を閲覧して気が付いた点を記述してください.
4. 職員の就業状況についてどのような配慮がなされていますか.
5. 職員の研修体制はどのように整備されていますか.
6. 利用者の安全を確保するためにどのような取組がなされていますか.
7. 利用者満足向上のためにどのような取組がなされていますか.

### 実習ワークシート：社会福祉士としての職業倫理

1. 実習のなかで、社会福祉士の倫理的ジレンマを感じたエピソードを紹介してください。
2. そのエピソードにおける倫理の対立状況を整理してください。
3. 当該社会福祉士はどの倫理的ジレンマをどのように解決しようとしたか。
4. あなたが同じように解決できるようになるためには、どのような力を身につける必要がありますか。

### 実習ワークシート：アウトリーチ

\*事業所が実施しているアウトリーチの方法に○をつけてください。その中で実習中に体験した方法に◎をつけてください

アウトリーチの方法	○	◎
出張相談		
多様な相談受付の方法（メール，HPの活用など）		
多様な広報活動（漢字へのルビ，SNSの活用など）		
巡回・訪問		
民間業者との連携（見守り）		

体験後の気づき

アウトリーチを用いて解決したい（解決すべき）地域課題は何か。

**実習ワークシート：ネットワーキング**

\*事業所が参加している地域のネットワークについて、可能であれば会議や事業等に参加したうえで、記入してください。

ネットワークの名称	
参加団体・組織	
目的	
組織化までの経緯	
活動頻度と内容	
社会福祉士の役割	

### 実習ワークシート：コーディネーション

1. 事業所が日常的に連携している機関・団体をフォーマル、インフォーマルに分けて挙げ、その内容及びソーシャルワーカーの働きかけについても記入してください。

	機関・団体	連携の内容	SWの働きかけ
フォーマル			
インフォーマル			

2. 利用者のニーズや課題に対応するために、今後連携する必要があると思われる機関・団体を挙げ、その内容及びソーシャルワーカーが果たすべき役割についても記入してください。

	機関・団体	連携の内容	SWの働きかけ
フォーマル			
インフォーマル			

## 実習ワークシート：ネゴシエーション

\* ソーシャルワーカーによるネゴシエーションが行われた場面を振り返って、記入してください。

1. 誰と誰の意見の相違，不一致があったか.
2. それによって，どのような問題が起こったか.
3. ネゴシエーションが行われたプロセス
4. ネゴシエーションによってもたらされた利用者及び事業所にとっての成果
5. ネゴシエーションにおける留意点

## 実習ワークシート：ファシリテーション

\*ソーシャルワーカーがファシリテーターとなっている，事業所内あるいは他機関も参加する会議に同席して，ファシリテーションのスキルを観察する.

参加した会議	
開催日時	
参加者	
議題	
ファシリテーションに関して気が付いたこと	
ソーシャルワーカーがファシリテーターを務める意味	



